

ちょっと気になる法律コラム「遺言書保管制度の実務」

弁護士 田中 秀雄

平成30年に行われた民法の相続法改正で、自筆証書遺言を法務局で保管する制度ができ、令和2年7月から施行されています。今回は、遺言書保管制度の実務における運用についてお伝えします。

1 遺言に関する制度

これまで、遺言に関する制度は自筆証書遺言・公正証書遺言・秘密証書遺言の3つがあったところ、それぞれメリット・デメリットがあり、よく利用される自筆証書遺言と公正証書遺言においては、大きく分けて保管リスク・有効性・費用面の3つで正反対のメリット・デメリットがありました。つまり、自筆証書遺言は相続人に見つからない、紛失・滅失のリスクがあり、法的な有効性について保証がありませんが、費用はかかりません。公正証書遺言は公証役場で公証人が法的な有効性を確認したうえで保管するので、保管リスクはなく、法的な有効性について保証がありますが、公証役場の手数料や弁護士等の法律の専門家への費用など費用がかかります。

今回の相続法改正では、自筆証書遺言のデメリットを補ったうえで、公正証書遺言にはない制度を新設し、自筆証書遺言の制度を広く利用してもらおうという意図のもと、遺言書保管制度が創設されました。

2 自筆証書遺言保管制度

自筆証書遺言を、全文・日付を自筆し、署名・捺印するという点はこれまでと変わっていませんが、作成した遺言を本籍地・住所地・不動産所在地の管轄法務局で保管してもらうことができます。手数料は1通3900円で身分証明書と本人の出頭が必要です。

遺言書の保管を申請すると、法務局で遺言書の形式が整っているかチェックしてくれます。ただし、遺言書の中身の法的な有効性までは保証してくれません。形式に問題がなければ、遺言書原本を法務局で保管し、遺言書の画像データとしても保管してくれます。原本は遺言者死亡後50年、画像データは150年保管です。これにより、遺言書の紛失・滅失のおそれなくなり、相続人に改竄されることもありません。

3 死亡時通知制度

希望する遺言者は保管申請の際、相続人や遺言執行者の中から1人に、自分の死亡時に、法務局に遺言書が保管されていることを通知してもらうことができます。これは公正証書遺言にはない遺言書保管制度で新設された制度です。つまり、遺言書があることを誰にも知らせず、自分の死後、相続人らに遺言の存在を知らせることができます。これにより相続人の干渉を受けずに遺言書を作成することができ、亡くなるまで自分の胸の内を明かさずに済みます。

4 遺言に関する証明

遺言者の死亡後、相続人や遺言執行者は遺言書保管事実証明書や遺言書情報証明書を法務局から受けることができ、これらを不動産登記や銀行預金の解約手続に利用できます。また、相続人や遺言執行者の1人が遺言書情報証明書の交付を受けると遺言書保管所からすべての関係相続人に遺言書が保管されていることを通知する「関係遺言書保管通知」という制度も新設され、死亡時通知を受けた相続人の1人が遺言書情報証明書の交付を受けると他の相続人にも、法務局に遺言書が保管されていることを通知してもらうことができるようになりました。



相続人・遺言執行者

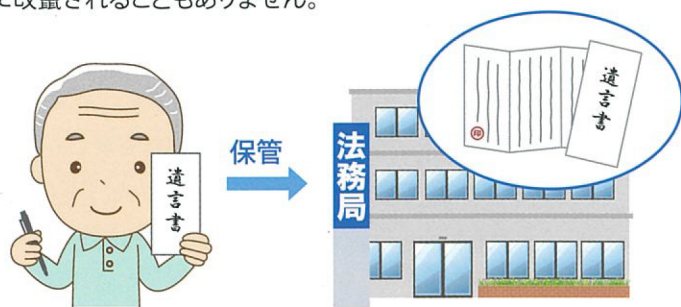


解約手続

5 まとめ

遺言書保管制度ができたことにより、今後は財産が複雑・多岐にわたる事案の場合は公正証書遺言を利用し、財産が自宅不動産と預貯金ぐらいの簡易な事案については自筆証書遺言保管制度を利用するという流れになっていくことも予想されます。実際、令和3年10月現在で2万6千件ほどの遺言書が全国の法務局に保管されているそうです。

無用な相続争いを避けるため、皆様も遺言書の保管制度をご一考されてはいかがでしょうか。



リーガル
ドクター
の
ご
あ
ん
な
い

法律事務所 絆ではリーガルドクターという制度を設けていて、ご好評いただいています。今回のニュースでも書きましたが、自筆証書遺言保管制度が始まりました。高齢化社会のニーズを受けて、これから遺言を法務局に保管してもらう方は増えるのではないかと予測しています。当事務所でも遺言書の作成のお手伝いができますので、ご相談下さい。

顧問料 年間55,000円(税込)

〈冬期休業のお知らせ〉

令和3年12月28日(火)～令和4年1月3日(月)は冬期休業のため休ませていただきます。

＜土曜日＞

交通事故・離婚無料相談実施中

三井神戸ツインビル11階



〔編集後記〕 昨年、直前まで揉めた東京五輪がようやく開催されたと思ったら、今年は北京で冬季五輪が行われます。このままコロナが収まったまま、落ち着いてオリンピックを観られたらなあと思います。

(事務局 A. T)